

第3回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成20年10月6日(月) 午後7時～午後9時分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者	委員長	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	副委員長	松田 裕子		経営企画係長	山本 契太
	委員	斉藤 うめ子			
	委員	坪井 訓			
	委員	小野 剛良			(敬称略)

1 開会 委員長挨拶

2 前回検討事項の確認

(事務局より、事務局より、基本条例の英語版作成(試作)の進捗状況および、女性議員のクォータ制に関する記事の紹介。)

3 議事

(1) 条例第1条～13条の検討

(資料「ニセコ町まちづくり基本条例の現状評価と論点 Ver.3」に基づき、第1条～13条の各条について各委員による意見・提案などをディスカッションした。)

<基本条例全般について>

委員) 基本条例というものの価値そのものが住民に浸透しているのか。個人差があるのでは。町長の責務、職員の責務など重要なものである。

委員) 広報誌等で少しずつお知らせしてはどうか。

委員) 転入者に条例を配布するべき。町民の権利として。

委員) 会議等の冒頭に、「この会議はまちづくり基本条例に基づいて…」というように、告知するように心がけては。

委員) 条例そのもののメッセージ性を失わないために、これ以上詳細な規定などは別におくほうがよい。

<前文について>

事務局) 後からできた他の自治体の基本条例を参考に、町=地方政府のような概念を取り入れるべきか。

委員) 判断が難しいのでは。

<第7条(情報共有のための制度)について>

委員) 情報提供が足りない。

事務局) 町民講座などは、講師となる職員のスキルアップの場でもある。原課提案方式になってから定期的で開催されていない現状。

委員) 消極的になることで職員が閉鎖的になるのでは。

委員) ニセコ町職員の良いところは、町の仕事など情報をわかりやすく説明する能力。

委員) 年に一度は、それぞれの仕事について公開する機会があっても良い。

委員) 講座や具体的制度について、「こんな使い方もできますよ」というような具体例を示した告知が必要。

<第11条（子どもの参加権）について>

事務局）子供の参加については、子ども議会や小・中学生まちづくり委員会などの具体的制度があるが、条例に具体的な設置規定は無い。

委員）7条を参考にして、子どもの参加についての制度はどんどん積極的に作っていくべき。

以 上